

事務中級 第6分野 法制度

精神保健福祉法

1.任意入院について

精神保健福祉法第22条の3に規定されており、病院の管理者は精神障害者を入院させるときは、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならないと規定されている。又制限をおこなうときは、指定医は制限の事実、日時、理由を診療録に記載しなければならない。

精神保健福祉法第22条の4に規定。記載内容は厚生省令で示されている。告知を的確に実施し、事後にトラブルを招く事のない様にする。

2.医療保護入院について

精神保健福祉法第33条。医療保護入院は保護者(本条第二項の場合は扶養義務者)の同意と指定医の診察を要件として、本人の同意を得る事なく精神病院に入院させる制度。

3.措置入院について

精神保健福祉法第29条に規定。強制的入院である措置入院の判定は患者の人権確保の上からも厳に適正であること。措置入院の必要性については都道府県知事の指定した2人以上の保健指定の診察を経て、そのものが精神障害者であり、かつ、医療及び保護の為に入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害をおよぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の結果が一致した場合となる。

4.緊急措置について

第29条の2に規定。急速を要し、通常の措置入院の手続きによることができない場合とは、これらの手続きの全部又は一部をとることができない場合をいう。通常の措置入院よりも簡略な手続きで措置権限を行使するものであるから、通常の措置症状よりも自傷他害のおそれの程度が著しいと認められる場合でなければならない。29条の措置入院を行うためには、別途2名の指定医に診察させなければならない。ただし、2名の指定医を選ぶ際に、本条の規定により診察させた指定医を除外する必要はなく、再び当該指定医に診察を命ずることも有得る。

医療法、医師法

1.診療録の記載及び保存

医療法、医師法、療担規則などで法的保存年限が決められている。*医療法第24条 医師は、診療したときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務するいしをした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において5年間これを保存しなければならない。

2.無診治療等の禁止

療担規則は保険診療にあたっての遵守規定であり20条には診療の具体的方針が定められている。また患者の求めに応じて安易に投薬し症状悪化、副作用を起こした等医師の過失となり医療過誤としての法的問題となってくる。又医師法第20条には(無診治療等の禁止)医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方箋を交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し若しくは自ら検案しないで検案書を交付してはならない。とある。

3.病院の定義

医療法第1条の5 この法律において「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人の為に医業または歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることが出来る便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。「診療所」患者を入院させる施設を有しないもの又は、19人以下の患者を入院させるための施設をいう。

介護老人保健施設の目的は、運営規程第2条に、当施設は、施設サービス計画に基づき、介護老人保健施設南山苑において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、居宅における生活への復帰を目指した支援を行う。

また、当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めます。とある。

その他当施設は、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます

守秘義務については、利用説明書第8条第8条に、当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得たうえで行うこととします。とあり、また、① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。とある。

入所利用契約では、利用者へ説明し、十分に理解したうえでないと、後でトラブルになるおそれがある。

運営規定第3条第3条第3条 当事業所の通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

2 当事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

3 当事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

解説

利用料の徴収については、運営規定第8条に、利用料の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとします。とある。

利用にあたっての留意事項としては、運営規定第9条第9条に利用者は、療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。とあり、さらに利用者は、施設内でこの規程の定め反する行為をしてはならない。とある。

防災訓練については、運営規定第10条第10条に、当事業所は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して防火対策を行います。

2 常時の火災予防について、徹底を期するために防火管理者を設置し、その下に火元責任者を設置します。

3 消防用設備・避難設備その他火気使用設備について、適正管理と機能保持のための点検検査を行います。点検の際には防火管理者が立ち会うこととします。

4 火災その他事故発生時の被害を最小限度にとどめるため、自衛消防組織を編成し、任務の遂行に当たります。

5 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

(1) 基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行います。)

(2) 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

6 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。と定められている。

通所リハビリテーション利用契約の適用期間については、利用説明書第2条第2条に、本説明書は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。とある。

短期入所療養介護の事業の目的については、運営規定第2条第2条に、当施設は、要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当施設に短期間入所し、施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的負担及び精神的負担の軽減に努めることを目的とします。と示している。

短期入所療養介護における留意事項は、利用説明書第4条第8条に、当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- (1) 消灯時間は、午後9時とします。
- (2) 外出・外泊は、管理者の指示に従うものとします。
- (3) 他利用者への迷惑行為は禁止します。

以上の他、入所中は医師、看護職員、介護職員の指示に従うものとします。とある。

短期入所療養介護利用契約書に記名、捺印してもらう方々についての理由は、利用者本人と身元引受人さらに身元引受人が支払い等の義務を果たさない場合に連帯保証人に代わって行ってもらうため。

介護保険の被保険者たる要件は、住所要件、年齢要件、そして第2号被保険者にあつては、さらに医療保険加入が要件とされている。

利用申請と要介護認定について、心身の状況に関する認定調査の結果と疾病や負傷の状況に関する主治医意見書に基づき介護認定審査会において審査判定が行われ、その結果に従い、市町村が要介護認定を行う。認定は全国一律の客観的な方法や基準に従って行われる。

介護保険で受けることができるサービスは、1訪問系サービス 2通所系サービス 3短期入所系サービス 4生活支援系サービス 5施設サービスの5つのサービスがある。しかし、全てのサービスを受けるにしても、各個人それぞれに限度額が設定されており、なるべくそれを超えないように計画を立ててサービスを受けている。

通常は利用者の限度額については、ケアマネジャーが管理し、調整を図っている。ケアマネジャーは自己負担が出ないようにケアプランを立て利用者からの了解を得ている。

介護認定審査会とは、① 介護認定審査会の委員の定数は、当該介護認定審査会におおむね5人の者によって構成される合議体を必要な数設置を出来る員数とすること

② 介護認定審査会の委員の任期は2年とし、再任できるものとすること

③ 介護認定審査会の会長は委員の互選によって選出し、介護認定審査会の会務を総理するものとすること

④ 介護認定審査会は会長及び過半数の委員の出席がなければ開催し、議決することができないものとすること。また、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとすること。となっている。

・介護保険制度の基本は、要介護状態となった場合でも、有する能力に応じて出来るだけ在宅で自立した生活を営むことができるように支援する事である。

・自施設で併設していない場合には、地域の他のサービス事業者との円滑な連携を図る。

短期入所療養介護とは、介護保険では、短期入所生活介護と同様に居宅サービスとして位置づけられている。

・短期入所生活介護と異なる点は、より医療依存度の高い利用者が対象となる。

他、短期入所介護と同様である。

	・居宅要介護者とは、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適していると認めたものに限る。・通所リハビリは、居宅サービスの一つであり、特に居宅介護支援事業者との連携が不可欠である。・通所リハビリは老健施設のほか、病院、診療所で指定を受けた場合には提供できる。
例題	任意入院とはどのような形態の入院か、また退院制限について書きなさい。
解答	任意入院とは、本人の同意に基づく入院である。退院も本人の意思に基づく事が原則であり、退院が申し出があったときは、その者を退院させなければならない。しかし、入院を継続する必要があると精神保健指定医が認めたときは、患者本人へ退院制限を行う旨や患者の請求権に関する事項を記した書面で知らせ、72時間に限り退院制限を行うことができる。
例題	「入院に際してのお知らせ」任意の場合の記載内容を6つ書いてください。
解答	1) 任意入院であること。2) 手紙やはがき等の発信の自由(但し危険物等の疑いがあるときは別) 3) 人権擁護の行政機関の職員、弁護士と電話、面会は自由。4) 原則として開放処遇、治療上必要な場合には開放制限もありうること。 5) 任意入院は退院は自由、しかし指定医の診察で入院継続もありうること。 6) 入院や処遇に納得がいかない場合は、保護者又は都道府県知事に(連絡先明記)退院や処遇改善を請求できること。
例題	医療保護入院とは、どのような形態の入院か書いて下さい。
解答	医療保護入院とは、自傷他害のおそれがないが、患者本人の入院の同意が得られない場合、指定医の診察の結果、本人の判断能力がなく医療及び保護のための入院が必要と認められる患者について、保護者の同意により行われる入院形態。
例題	措置入院の要旨を書いて下さい。
解答	措置入院とは入院させなければ自傷他害のおそれがあり、知事などの行政権限により国又は都道府県の設置した病院又は指定病院へ入院させることできる行政処分である。措置入院の必要性については、知事の指定した2人以上の指定医の診察の結果が一致した場合となる。
例題	緊急措置入院に関する規定を書いて下さい。
解答	自傷他害のおそれのある精神障害者について、急速を要する場合には72時間に限って、指定医1名の診察の結果に基づいて緊急措置入院させることができる。
例題	法的に診療録の記載の義務と保存の義務について、具体的に述べてください(記載事項及び保存年数)
解答	診療録(カルテ)の記載事項は1) 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢 2) 病名および主要症状 3) 治療方法(処方及び処置) 4) 診療の年月日 カルテの保存期間は5年であるが、その始期は、診療を開始した日ではなくその患者に関する一連の診療の終了日の翌日からとされている。

例題	医師が診察をせず、お薬を処方する事が禁じられていますが、理由を述べてください。
解答	医師法により、無診治療等の禁止が定められており(第20条)、医師が診察をしないで治療を行ったり、診察をしないで証明書類を交付する事を禁じている。身体に取っては薬と言えども異物に変わりなく、副作用が起こりうる可能性がある。
例題	医療法では「病院」とはどのように定義されているのか書いて下さい。
解答	医療法では「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆または特定多数人のため医療を行う場所であり、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
例題	入所利用契約を締結する際において大切なことは。
解答	利用者への説明と同意
例題	防災訓練は年何回行わなければならないか、夜間想定は何回行わなければならないか。
解答	年2回、夜間想定は1回
例題	介護保険法における第1号、第2号被保険者について、述べよ。
解答	第1号被保険者:「市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者」 第2号被保険者:「市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者」の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの(特定疾病)によって生じたものであるもの。
例題	介護保険法における介護報酬とはなにか述べよ。
解答	介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬。